

国民健康保険事業の健全化に関する意見書

国民健康保険は国民皆保険制度の基盤と言える。しかし、国民健康保険制度は、低所得あるいは所得の不安定な人が多くを占め、主に現役世代を対象とする他の医療制度と比べ、平均年齢も相当高いうえ、所得水準も非常に低く、構造的な問題を抱えている。

沖縄市の平成20年度国民健康保険特別会計は約4億円の赤字であるが、一般会計から7億円の基準外繰入れを行っていることから、実質的には約11億円の赤字となっており、仮に保険料収納率を100%としても7億5千万円もの赤字が残る。

この7億5千万円の赤字を解消するために保険料の値上げをするにしても、所得450万円超の世帯については保険料の最高限度額が59万円と抑えられていることから、沖縄市の試算では、所得450万円以下の世帯について36%の値上げとなり、実施が極めて厳しく、国保財政は破綻状態と言わざるを得ない。

このような厳しい状況について、国民健康保険中央会は、「地方自治体において、一般会計からの繰入金が増加しています。」と指摘し、制度の崩壊すら危ぶまれるとして国の財政支援の拡充強化を強く訴えている。

国民健康保険の存続の危機が叫ばれる中で、地方自治体の改善には限度があり、国を挙げて国民健康保険事業の健全化に向けた取組みを強力に推進しなければならない時だと言える。

よって、沖縄市議会は、国民健康保険事業の健全化に政府が総力で取り組まれるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月21日

沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣

衆議院議長 参議院議長